

指定保税地域の追加指定に関する公聴会の開催について

伏木富山港（新湊地区）指定保税地域の追加指定について、関税法第37条第3項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催するので、同法施行令第31条第1項の規定により公告する。

平成31年4月17日

大阪税関長 高木 隆

記

1. 事案

(1) 指定保税地域の追加指定対象の土地

名 称：北1号岸壁

所在地：富山県射水市越の潟町1000番1

面 積：1,739.98 平方メートル

地 域：富山県射水市越の潟にある伏木富山港新湊地区北1号野積場の南端を起点xとし、同点から北の方向に15度30分31秒の角度へ引いた線上22.49メートルの地点w、同点から東の方向に104度10分36秒の角度へ引いた線上17.51メートルの地点u、同点から東の方向に105度32分08秒の角度へ引いた線上58.61メートルの地点a e、同点から南の方向に195度32分15秒の角度へ引いた線上22.92メートルの地点a f、同点から西の方向に285度33分07秒の角度へ引いた線上37.00メートルの地点a g、同点及び起点xとを順次に結んだ線によって囲まれる土地1,739.98平方メートル

(2) 指定保税地域の追加指定対象の建設物

名 称：北1号岸壁

所在地：富山県射水市越の潟町地先

構 造：鋼管矢板式

面 積：1,541.46 平方メートル

2. 公聴会の日時

平成31年5月10日（金）午後1時から午後2時まで

3. 公聴会の場所

大阪税関伏木税関支署会議室

富山県高岡市伏木錦町11番15号 伏木港湾合同庁舎